(ろ)　建築士は、(ぬ)の規定による書面の交付に代えて、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第六三条第三項関係）

(に)　促進計画が(ろ)等の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、(い)の(3)に掲げる事項に適合する建築物を、特例対象規定による許可の対象とすることとした。（第六四条関係）

二　建築基準法の一部改正関係

1　建築確認を要する木造の建築物の範囲の拡大

建築主は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二〇〇平方メートルを超える木造の建築物を建築しようとする場合等においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこととした。（第六条第一項関係）

2　防火に関する制限の合理化

(い)　耐火建築物は、その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分以外の部分が耐火構造である建築物等をいうこととした。（第二条第九号の二イ関係）

(ろ)　延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物は、その壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するためにこれらに必要とされる性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととした。（第二一条第二項関係）

(は)　(ろ)に規定する基準等の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、当該基準等に係る規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなすこととした。（第二一条第三項、第二七条第四項及び第六一条第二項関係）

(に)　防火上有効な構造の防火壁等によって他の部分と有効に区画されている部分（以下「特定部分」という。）を有する建築物であって、当該建築物の特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの等に該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に第二条第九号の二ロに規定する防火設備を有するもの等に係る第二六条第一項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項第一号に該当する建築物とみなすこととした。（第二六条第二項関係）

3　構造に関する制限の合理化等

(い)　建築物の計画（第二〇条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの等に限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査等を、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事がする場合等は、建築主は、構造計算適合性判定を受けなくてもよいこととした。（第六条の三第一項及び第一八条第四項関係）

(ろ)　地階を除く階数が三である木造の建築物であって、高さが一三メートルを超え、一六メートル以下であるもの等の構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめること等の基準に従った構造計算（以下「許容応力度計算」という。）で、国土交通大臣が定めた方法によるもの等によって確かめられる安全性を有するものでよいこととした。（第二〇条第一項第二号関係）

(は)　高さが六〇メートル以下である建築物（第二〇条第一項第二号に掲げる建築物を除く。）のうち、木造の建築物で地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三〇〇平方メートルを超えるものの構造方法は、許容応力度計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの等によって確かめられる安全性を有するもの等でなければならないこととした。（第二〇条第一項第三号関係）

4　居室の採光に関する制限の合理化

住宅の居室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、五分の一から一〇分の一までの間において居室の種類に応じ政令で定める割合以上としなければならないこととした。（第二八条第一項関係）

5　容積率等に関する制限の合理化

(い)　住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（給湯設備等を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しないこととした。（第五二条第六項第三号関係）

(ろ)　建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、第五二条第一項から第九項までの規定による限度を超えるものとすることができることとした。（第五二条第一四項第三号関係）

(は)　建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、その許可の範囲内において、第五三条第一項から第三項までの規定による限度を超えるものとすることができることとした。（第五三条第五項第四号関係）

(に)　第一種低層住居専用地域等内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、その許可の範囲内において、第五五条第一項及び第二項の規定による限度を超えるものとすることができることとした。（第五五条第三項関係）

(ほ)　都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、その許可の範囲内において、当該最高限度を超えるものとすることができることとした。（第五八条第二項関係）

6　一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象の拡大

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物を追加するもの等とすることとした。（第八六条、第八六条の二及び第八六条の四関係）

7　既存不適格建築物に関する制限の合理化

(い)　第三条第二項等の規定により第二一条、第二二条第一項、第二三条、第二五条、第三五条（同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの並びに同条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三六条（同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（以下「防火壁等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第四三条第一項、第四四条第一項又は第六二条の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、これらの規定は適用しないこととした。（第八六条の七第一項関係）